

# 新株式発行届出目論見書の訂正事項分

(平成16年 2 月 第 2 回訂正分)

株式会社 **フ。ラネット**

ブックビルディング方式による募集における発行価格等の決定に伴い、証券取引法第 7 条により有価証券届出書の訂正届出書を平成16年 2 月16日に関東財務局長に提出し、平成16年 2 月17日にその届出の効力は生じております。

○ 新株式発行届出目論見書の訂正理由

平成16年 1 月22日付をもって提出した有価証券届出書及び平成16年 2 月 4 日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集800株の募集の条件並びにその他この募集に関し必要な事項が、ブックビルディングの結果、平成16年 2 月13日に決定したため、これに関連する事項を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行届出目論見書を訂正いたします。

○ 訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には\_\_\_\_\_を付し、ゴシック体で表記しております。

## 第一部 証券情報

### 第 1 募集要項

#### 2. 募集の方法

平成16年 2 月13日に決定された引受価額 (125,550円) にて引受人は買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格135,000円)で募集を行います。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、日本証券業協会(以下「協会」という。)の定める公正慣習規則第 1 号(以下「規則」という。)第 7 条第 1 項第 1 号に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定された価格で行います。

〈欄外注記の訂正〉

(注)3.の全文削除

### 3. 募集の条件

#### (2) ブックビルディング方式

〈欄内の数値の訂正〉

「発行価格」の欄：「未定(注)1.」を「135,000円」に訂正。

「引受価額」の欄：「未定(注)1.」を「125,550円」に訂正。

「申込証拠金」の欄：「未定(注)2.」を「1株につき135,000円」に訂正。

「摘要」の欄：

2. 引受人は当社従業員持株会に対して、募集株式数800株のうち**40株を販売いたします。**
4. 申込証拠金のうち引受価額相当額 (1株につき125,550円) は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。
7. 発行価格はブックビルディング方式によって決定**いたしました。**
8. 発行価格の決定に当たっては仮条件を提示し、その後発行価格を決定**いたしました。**その**内容等**については、下記の(注)1.をご参照下さい。
9. 販売に当たりましては、協会の規則で定める株主数基準の充足、店頭登録後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要申告を行わなかった投資家に販売が行われることがあります。  
需要の申告を行った投資家への販売については、引受人は、各社の定める販売に関する社内規程等に従い、発行価格若しくはそれ以上の金額で需要の申告を行った者の中から、原則として需要の申告への積極的参加の程度、証券投資についての経験、知識、投資方針等を勘案した上で決定する方針であります。  
需要の申告を行わなかった投資家への販売については、引受人は、各社の定める販売に関する社内規程等に従い、原則として証券投資についての経験、知識、投資方針、引受人との取引状況等を勘案して決定する方針であります。

〈欄外注記の訂正〉

- (注) 1. 公募増資の価格の決定に当たりましては、125,000円以上135,000円以下の仮条件によりブックビルディングを実施いたしました。その結果、以下の点が特徴として見られました。
- ① 申告された総需要株式数は、公開株式数800株(公募株式数800株)を十分に上回る状況であったこと。
  - ② 申告された需要件数が多数にわたっていたこと。
  - ③ 申告された需要の分布状況は、仮条件の上限価格に集中していたこと。
- 従いまして、公開株式数以上の需要が見込まれる価格であり、現在の株式市場の状況や最近の新規公開株式に対する市場の評価及び店頭登録日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して、135,000円に決定いたしました。
- なお、引受価額は125,550円に決定いたしました。
2. 「2. 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格(135,000円)と平成16年2月4日に公告した発行価額(106,250円)及び平成16年2月13日に決定した引受価額(125,550円)とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
  3. 新株式に対する配当起算日は、平成16年2月1日といたします。

#### (注)2.3.の全文削除

#### 4. 株式の引受け

〈欄内の数値の訂正〉

「引受けの条件」の欄：

2. 引受人は新株式払込金として、平成16年2月23日までに払込取扱場所へ引受価額と同額(1株につき125,550円)を払込むことといたします。
3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額(1株につき9,450円)の総額は引受人の手取金となります。

〈欄外注記の訂正〉

- (注) 1. 上記引受人と平成16年2月13日に元引受契約を締結いたしました。
2. 引受人は上記引受株式数の内10株について、販売を希望する全国の証券会社に委託販売いたします。

#### 5. 新規発行による手取金の使途

##### (1) 新規発行による手取金の額

〈欄内の数値の訂正〉

「払込金額の総額」の欄：「96,720,000円」を「100,440,000円」に訂正。

「差引手取概算額」の欄：「85,720,000円」を「89,440,000円」に訂正。

〈欄外注記の訂正〉

- (注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は含まれておりません。
2. 引受手数料は支払わないこととされたため、「発行諸費用の概算額」は、これ以外の費用を合計したものであります。

##### (注)1.の全文削除

##### (2) 手取金の使途

上記の手取概算額89,440千円については、全額設備資金に充当する予定であります。